

令和6年第4回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和6年4月5日（金）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 704会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 篠原局長、煤賀係長、高橋書記、柳田書記
- 6 会議の案件
 - (1) 議案第6号 選挙人名簿から抹消すること
 - (2) 議案第7号 在外選挙人名簿から抹消すること
- 7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時25分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第6号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第6号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、134人である。その内訳は男79人、女55人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、303人である。その内訳は男163人、女140人である。

第4号該当者は、登録の際に登録をされるべきでなかった者で、1人である。その内訳は女1人である。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に議案第7号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第7号 在外選挙人名簿から抹消すること】

事務局 今回抹消する者の数については、女1人である。

また、抹消する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男51人、女76人、合計127人であった。

今回の女1人の抹消により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男51人、女75人、合計126人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

【協議事項】

・令和6年第3回の選挙管理委員会の会議録の確認について

→ 内容について修正なく、ホームページに公開することとした。

- ・応募制投票立会人の登録簿への登載の可否について

事務局 1名の新有権者から応募があったため、応募制投票立会人の登録簿への登載の可否について審査されたい。応募者の氏名等については、別紙に記載のとおりである。

委員長 登録簿への登載の可否について、可として異議ないか。

(異議なし)

→ 応募制投票立会人の登録簿に登載することとした。

【報告事項】

- ・選挙啓発ポスターコンクール表彰式の実施の検討について

→ 統計主管課が実施している統計グラフコンクール表彰式と同日開催する予定で調整をしている。詳細については後日報告する旨、報告した。

- ・次期選挙における投票所の変更について

→ 体育館改修工事に伴い、第4投票区の有鹿小学校体育館を有鹿小学校東棟コミュニティルームに、第12投票区の大谷小学校体育館を大谷小学校南棟1階多目的室①に、第19投票区の杉本小学校体育館を北部公園体育館1階ラウンジに変更する予定である旨報告した。

- ・投票区の区割りの検証について

→ 土地利用や人口の集積状況を踏まえ、投票率向上に向け、投票区の設定及び投票所、期日前投票所の設置について検証していきたいと考えている。

委員長 具体的に何か案はあるか。

事務局 まだ具体的に示せるようなものはない。

委員長 東柏ヶ谷地区には、近辺に期日前投票所がないということも踏まえて検証していただきたい。

事務局 承知した。

・投票立会人の従事態勢の弾力化、確保方策について

→ 体調に不具合が生じた場合等により、1日での従事ができなくなった場合等における体制等の確保及び整備のため、現在1日単位の投票立会人従事態勢を半日での従事を可とするための例規整備、予算措置について検討していく。

委員長 当日立会人として従事しており、急な体調不良等により従事できなくなった場合、どのような運用となっているか。

事務局 投票所の職員を立会人に補充選任し、対応している。

・中野区議会議員選挙当選無効の裁決取消しの判決書の写しの行政共助について

→ 内容については配付資料のとおりである。資料の取扱いについては、充分注意されたい。

委員長 委員から何かあるか。

委員長 平成24年に選管委員の方針を定めている。事務局も方針の内容について改めて確認をしていただきたい。

事務局 承知した。